

新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金実施要綱

令和8年5月21日こ第294号

(目的)

第1条 こどもを産み育てやすい環境の整備を推進するため、新潟県放課後の遊び・学び充実支援交付金を次により交付し、もって市町村が行う放課後児童クラブ等のサービス拡充を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この交付金の実施主体は、市町村とする。

(対象事業)

第3条 この交付金の交付の対象(以下「対象事業」という。)は、次のとおりとする。

ただし、(1)イ、ウ及び(2)に掲げる事業は、市町村単独事業として実施するもの(他の補助事業と併せて実施する市町村単独事業及び社会福祉法人等に対する助成を含み、施設整備や改修を目的とする事業を除く)に限る。

(1) 通常分

市町村が地域の実情に応じて放課後児童クラブ等のサービスを新設又は拡充するために実施する次の事業

- ア 放課後児童クラブ等の支援を受ける保護者の利用料負担を軽減する事業
- イ 既存の放課後児童クラブ等の支援を拡充する事業
- ウ 新たに放課後の適切な遊び及び生活の場を児童に提供する事業

(2) 先進的取組推進分

市町村が放課後における遊びや学びの充実を図るために実施する次の先進的な事業

- ア 放課後児童クラブと放課後子供教室の同一事業者による一体運営事業
- イ 体育館等の学校施設を活用した放課後の居場所づくり事業
- ウ 放課後児童クラブや学校施設等を活用した朝の預かり事業

(通常分の実施要件)

第4条 通常分は、以下の要件を満たす取組とする。

- (1) 令和7年度以降、新たに実施するもの

(先進的取組推進分の実施要件)

第5条 先進的取組推進分は、以下の(1)から(4)の要件を満たす取組とする。

- (1) 令和8年度以降、新たに実施するもの
- (2) 新規性(ア、イの両方もしくは、いずれかを満たす)
 - ア 令和7年度時点において県内で未実施の取組
 - イ 既存の取組を改善し、又は高度化した取組

(3) 効果性 (ア、イの両方もしくは、いずれかを満たす)

ア 課題の解決に対し、明確な効果が期待できる取組

イ 他の自治体において成果が確認されている取組、又は実証的根拠を有する取組

(4) 展開性 (ア、イの両方もしくは、いずれかを満たす)

ア 他の市町村においても応用可能な取組

イ 県全体の政策効果の向上に資する取組

(費用)

第5条 事業に要する経費について、県は別に定めるところにより市町村に対し交付金を交付する。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年4月1日から適用する。